

福岡教育大学におけるFDの基本方針

FD委員会承認

R5. 5. 8

1. FDの目的

組織的な研修及び研究を実施し、授業の内容及び方法の改善を行うこと。

2. FDの責任組織

本学におけるFDの主な責任組織は、(1)FD委員会、(2)教育総合研究所、(3)各学域・センター等の3つとする。

(1) FD委員会

本学におけるFD推進の中心組織として、FDの基本方針の策定ならびに全学的なFDの企画・実施などを担当する。

(2) 教育総合研究所

FD委員会と緊密に連携し、教育総合研究所の高等教育研究部門が中心となって、FDに関する研究を行う。

(3) 各学域・センター等

FD委員会及び教育総合研究所が進めるFD活動に協力するとともに、各学域・センター等の所属教員の教育能力向上を目的とするFDを企画・実施する。

3. FDの内容

本学におけるFDは、4つの部会において具体的な取り組みを推進する。

(1) 授業評価部会

- ・学生による授業評価を活用し、授業改善に役立てる。

(2) 広報・研修部会

- ・教員の間で授業を公開し、授業者と参観者による授業検討会等を実施することにより、授業者及び参観者の授業改善に役立てる。
- ・教員に対してFDに関する情報や研修の機会を提供し、FDに対する教員の意識を高め、教員がFDに積極的に関わるように促す。

(3) 教材作成支援部会

- ・授業教材作成のための助言や支援を行い、授業改善に役立てる。

(4) 大学院部会

- ・大学院常任委員会及び前各号に掲げる部会と連携を図りつつ、大学院における授業改善に役立てる。

4. FDに関する年次報告書の作成・発行

FDの各責任組織は、FDに関する年次報告書を作成し、発行する。

5. FDの基本方針の見直し・改定

FDの基本方針は、定期的に見直し、必要に応じて改定を行う。